

●香川県監査委員公表第17号

令和5年9月20日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年10月31日

香川県監査委員 木下典幸
同 武田宏之

第1 監査の請求

1 請求人

(略)

2 請求書の提出

令和5年9月21日（請求書の日付は、同月20日）

3 請求の内容

(以下、令和5年9月20日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。)

(1) 香川県議による違法・不当な海外旅行（ブラジル等の訪問団派遣）について

ア 令和5年11月10日から19日に、香川県議6人は、池田知事に同行してブラジルなど3カ国を訪れる予定になっている。この旅行には、「友好親善を図るため」と称し、議員一人あたり約188万円（当初は266万円であった）、総合計約1,125万円もの支出を予定している。

イ 香川県議会は、平成29年に制定した議員の海外派遣取扱要領で、「旅費1人当たり100万円程度」と定めている。しかしながら、今回の海外旅行計画では、1人あたりの費用が約188万円と規定の約1.9倍となっている。市民団体が海外派遣の中止を県議会に求めているが、6月県議会では賛成多数で採択されている。その後も、別の市民団体が「多額の公費をかけて海外旅行に県議を派遣することは、物価高騰に苦しむ県民には理解できない」等として、中止等をすべきであると陳情書を提出している。

ウ 香川県議会が平成28年から29年に行った議員の海外派遣を巡っては、海外派遣費用の一部が違法な支出だとして、令和3年12月に高松地裁は、参加した議員20人に、総額約760万円の返還を求めるよう命じる判決を出している。その裁判では、「実質的には、海外派遣の名を借りた旅行といえる」と判示している。

また、今年の7月に、フランス研修が「公費を使った観光旅行だ」と批判を浴びた自民党の松川るい参院議員は、8月に「私の軽率な行動によって皆さんにご迷惑をおかけした」と謝罪し、党女性局長を辞任した。

エ この公費を使ったブラジル等の訪問団派遣を、「友好親善を図るため」と称し強行すれば、「香川県議の慰安旅行だ」との誹りを、香川県民のみならず全国民から受けることになるであろう。

(2) 以上に記載しているように、「友好親善を図るため」と称し、海外旅行（ブラジル等の訪問団派遣）で、議員一人あたり約188万円、総合計約1,125万円もの支出をすることは、地方財政法4条に反し違法である。

(3) 香川県民が汗水たらして納めた税金が、香川県議による違法・不当な海外旅行（ブラジル等の訪問団派遣）により、失われてしまう。

(4) 香川県議による違法・不当な海外旅行（ブラジル等の訪問団派遣）を直ちに中止する様に、香川県知事及び香川県議会に勧告をして頂きたい。

(5) 添付書類

(以下の書類については省略をする。)

事実証明書

ブラジル等訪問団派遣についての議長声明

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和5年10月6日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

令和5年度香川県議会ブラジル等訪問団派遣に係る公金（議員の旅費）を支出することが違法又は不当な財務会計上の行為であるか否かについて、監査を実施した。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人からの陳述及び証拠の提出

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年10月12日に陳述及び証拠の提出の機会を設けたところ、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。

第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、十河直監査委員及び里石明敏監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 訪問団の概要

本件訪問団は、新田耕造議長を代表とし、氏家孝志議員、白川和幸議員、里石明敏議員の4名で構成され、同訪問団の連絡調整などの事務を取り扱うため、議会事務局職員2名が随行する予定である。なお、6月定例会においては、参加議員8名で議員派遣を議決したが、議決後、宮岡陽子議員、森裕行議員、山本悟史議員から議長あてに派遣の取消申請があり承認、また、山本直樹議員が死去したため、派遣議員は4名となっている。

同訪問団は、「パラグアイ香川県人会創立50周年記念式典」「ブラジル香川県人移住110周年記念式典」等に出席し、訪問各国の県人会等と交流し、友好親善を図るとともに、本県の栗林公園と姉妹庭園を締結したハンティントン財団庭園を訪問し、両庭園の友好関係強化を図ることを目的として、令和5年11月10日（金）から11月19日（日）までの10日間の日程で、ブラジル連邦共和国、パラグアイ共和国及びアメリカ合衆国を訪問する予定である。

訪問の行程は、別表のとおりである。

(2) 議員の派遣の手続について

地方自治法第100条第13項は「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、

議員を派遣することができる。」と定めており、香川県議会会議規則（昭和31年香川県議会規則第1号）第125条第1項では「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中においては、議長が議員の派遣を決定することができる。」とし、同条第2項では「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」としている。

訪問団に係る議員派遣の手続は、以下のとおりである。

ブラジル香川県人会及びパラグアイ香川県人会等から議長あてに記念行事への招待があり、知事も招待を受けて出席するため、知事と同行程での派遣について、議長としても派遣を要すると判断し、令和5年5月10日から5月25日の間、議長から各会派に参加者を募った。令和5年6月8日付けで、派遣を希望する8議員は海外派遣実施計画を策定した。同日付けで訪問団の代表として氏家孝志議員から海外派遣実施計画書が議長あて提出され、議長は当該計画を令和5年6月12日の議会運営委員会に諮った。当該議員派遣は、令和5年7月10日の令和5年6月香川県議会定例会において議決され、決定された。

なお、派遣決定された議員のうち宮岡陽子議員から、令和5年7月12日付けで議員派遣取消申請書が議長に提出され承認された。

また、派遣決定された議員のうち森裕行議員及び山本悟史議員から、監査期間中である令和5年10月12日付けで議員派遣取消申請書が議長に提出され承認された。

別表

年月日（曜日）	発着地・滞在地	内 容
令和5年 11月10日（金）	高松発 羽田空港着／発 ロサンゼルス着／発 リマ着	(機中泊)
11月11日（土）	リマ発 アスンシオン着	・日系社会福祉センター（※） ・日本・人造りセンター等訪問（※） (アスンシオン泊)
11月12日（日）		・パラグアイ香川県人会創立50周年記念式典 ・パラグアイ香川県人会創立50周年記念祝賀会 ・パラグアイ香川県人会員企業等訪問（※） (アスンシオン泊)
11月13日（月）	アスンシオン発 サンパウロ着	・JICAパラグアイ事務所訪問 ・在パラグアイ日本国大使館訪問、大使との昼食会 ・在パラグアイ日本商工会議所訪問 (サンパウロ泊)
11月14日（火）		・ブラジル日本移民開拓先没者慰霊碑献花・参拝 ・在サンパウロ日本国総領事館訪問（※） ・ジャパンハウス・サンパウロ訪問（※） ・ブラジル香川県人会員農場訪問 ・ブラジル香川県人会との夕食会 (サンパウロ泊)

11月15日 (水)	サンパウロ発 リマ着	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラジル香川県人移住110周年記念式典 ・ブラジル香川県人移住110周年記念昼食会 <p style="text-align: right;">(機中泊)</p>
11月16日 (木)	リマ発 ロサンゼルス着	<ul style="list-style-type: none"> ・南カリフォルニア香川県人会との懇談会 ・ジャパンハウス・ロサンゼルス訪問 ・Tokyo Central訪問 (※) <p style="text-align: right;">(ロサンゼルス泊)</p>
11月17日 (金)		<ul style="list-style-type: none"> ・在ロサンゼルス総領事館訪問 ・全米日系人博物館訪問 ・ハンティントン財団庭園訪問 ・在ロサンゼルス総領事との夕食会 <p style="text-align: right;">(ロサンゼルス泊)</p>
11月18日 (土)	ロサンゼルス発	(機中泊)
11月19日 (日)	羽田空港着／発 高松着	

(※) 調整中の行程を含み、訪問先を含めて変更になる可能性があります。

2 監査委員の判断

(1) 監査の視点

議員の派遣については、地方自治法第100条第13項の規定により「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」とされており、これを受けて、香川県議会会議規則第125条第1項本文の規定では、「議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」、また、同条第2項で「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」とされている。

判例においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」としながらも、「裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定が違法となる場合がある」（最高裁判所平成5年（行ツ）第57号平成9年9月30日判決）とされている。

したがって、海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣内容が本来の目的と全く関連性がない場合など、裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法となることがあるとされることから、本件の海外派遣がそれに当たるか否かについて常に考慮しつつ、請求人の主張について、検討を行う。

さらに、請求人は、請求書において、令和3年12月の高松地方裁判所の判決で、「実質的には、海外派遣の名を借りた旅行といえる」と判示されたことを記載しており、本件海外派遣が、当該判決で違法と判断された部分と同様と主張しているものと考えられるため、監査委員は、高松地方裁判所の当該判決の判断に即した形で検討する。この判決では、派遣目的と派遣計画、さらに、実際に行われた海外視察の内容について違法性等を判断しているが、現在、派遣の前の段階であるため、請求人の主たる主張である派遣費用に加え、派遣目的と派遣計画の計3点

について、違法又は不当であるかどうかを判断することとする。

また、令和5年10月17日に派遣議員が4名になることが明らかとなり、これに伴って議員派遣に要する費用の総合計が約800万円に減額となる見込みであるが、上記3点の判断については影響がないことから、請求書が提出された時点の記載に沿って検討する。

(2) 派遣費用の妥当性

請求人は、香川県議会は、平成29年に制定した議員の海外派遣取扱要領で、「旅費1人当たり100万円程度」と定めているにもかかわらず、今回の海外旅行計画では、1人あたりの費用が約188万円と規定の約1.9倍となっている、と主張している。

監査委員は、議長に対し、海外派遣取扱要領の具体的な内容や手続、本件派遣費用の内訳等について説明を求め、調査を行った。

その結果、同取扱要領の「3 派遣費用等」において、請求人の主張にある「旅費の額は、1人100万円程度とするが、派遣目的や派遣場所、業務の内容等にかんがみ、合理的な金額とする。」という規定が確認された。

また、派遣費用については、9月15日に出された「ブラジル等訪問団派遣についての議長声明」（以下「議長声明」という。）にあるとおり、令和元年11月のペルー日本人移住120周年記念行事（3泊7日）、平成28年9月のパラグアイ日本人移住80周年記念式典等（8泊11日）の際の議員一人当たり費用は、それぞれ、約168万円、約164万円であり、当時の為替レートが令和元年は1ドル約109円、平成28年は1ドル約102円であったのに対し、現在は1ドル約146円となっている状況を勘案すると、今回（6泊10日）の議員一人当たり費用約188万円は妥当なものと考えており、裁判の対象となった平成28年9月のパラグアイ日本人移住80周年記念式典等については、式典への参加及び関連する施設・機関等への訪問や視察は、返還の対象となっておらず、今回の行程及び費用は判例の範囲内のものであると考えていること、さらに、宿泊費については、パラグアイ（アスンシオン）、ブラジル（サンパウロ）においては、現地の治安状況、式典会場との距離等に基づいてそれぞれの県人会から推薦いただいたホテル、アメリカ（ロサンゼルス）においても県人会の推薦を受け、県人会との懇談会場と同一のホテルとした上で、客室の等級はいずれもスタンダードである、との説明があった。

これら議長からの説明及び議長声明に基づき検討したところ、一人当たりの派遣費用が約188万円となることについては、ホテル選定において各国県人会の推薦を受けたホテルとした上で、等級をスタンダードとしたことなどによる結果であると認められる。また、平成28年及び令和元年の海外派遣を前提にすると、現在の為替レートがおおむね1.3～1.4倍になっており、それに応じて円建ての金額が高くなることを考慮すれば、派遣費用の金額について一定の合理性が認められることから、派遣費用については、違法又は不当なものとはいえない。

(3) 派遣目的の妥当性

請求人は、市民団体が海外派遣の中止を県議会に求めていたが、6月県議会では賛成多数で採択され、その後も別の市民団体が「多額の公費をかけて海外旅行に県議を派遣することは、物価高騰に苦しむ県民には理解できない」等として、中止等をすべきであると陳情書を提出している、と主張している。

監査委員は、議長に対し、議員派遣の目的について説明を求め、調査を行った。

その結果、議長からは、今回の南米等派遣は、これまでの周年行事の際と同様に、ブラジル香川県人移住110周年記念式典、パラグアイ香川県人会創立50周年記念式典への招待を各県人

会からいただいていることから、議長をはじめとする県議会議員が知事とともに南米を訪問し、それぞれの式典に出席し、祝意を表するとともに、懇談を通じて移住者や県人会との関係の強化を図るものであること、また、あわせて在外公館等の公的機関、日系経済団体等を訪問し、香川県とパラグアイ、ブラジル及びロサンゼルスそれぞれの都市との経済社会交流の展開につなげることとしていること、また、経由地であるロサンゼルス市では、本県の栗林公園と姉妹庭園協定を締結したハンティントン財団から、今秋に同財団庭園へ丸亀市の古民家が移築予定であることから招待を受けており、同庭園を訪問し、協力関係の強化を図るとともに、現地香川県人会を訪問し、交流を深めるものであること、さらに、海外県人会との関係の強化のためには、現地でそれぞれの国の環境に触れ、顔を合わせた交流をすることが必要と考えている、との説明があった。

また、本県においては、かねてから県政運営の基本方針として「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画を定め、その中で「国際化の推進」を掲げており、その一環として、海外の県人会との交流を深め、情報交換や人的交流を促進するなどして関係を強化することに努めているところであること、また、ブラジル香川県人会及びパラグアイ香川県人会から議長あてに記念行事への招待があり、また、ハンティントン財団からは今秋に丸亀市の古民家が移築されるので、代表団を派遣して見学していただきたいとの話があったことから、県議会として派遣を要するかどうかを鋭意議論し、令和5年6月定例会で諮ったところ、議員多数（議長を除く出席議員39名中36名が賛成）の賛成が得られたことから、議員派遣を実施することになった、との説明があった。

さらに、これまでも南米各国への移住に係る周年行事に参加し、移住者や県人会との友好親善の推進を図ってきたところであり、県出身の移住者や県人会会員等との交流の場を持ち、本県の近況を伝え、移住者等から、近況、課題、要望等を伺うなど、両者の友好・交流を深めるためには、一定数の派遣は必要であり、相手方に礼を失しない程度の訪問団の結成は必要と考えており、また、県人会との新たな交流事業の検討をはじめ、グローバル化する世界の中で今後の県政に関する政策立案に寄与することなどが期待され、有益なものと考えている、との説明があった。

また、本件派遣については、議長からの説明に加えて、令和5年9月15日に知事公室国際課から公表された資料（以下「知事公表資料」という。）によれば、訪問団の派遣の目的は、次のとおりとされている。

- ①南米にある県人会の活動を支援し、本県と現地の県人との友好親善と関係強化を図るため、令和5年11月にブラジル連邦共和国で開催される「ブラジル香川県人移住110周年記念式典」、同じく、パラグアイ共和国で開催される「パラグアイ県人会創立50周年記念式典」等に出席し、祝意を表するとともに、移住された方々の労苦に対し敬意を表し、より一層絆^{きずな}を深め、友好親善関係の強化を図り、青年交流や県内企業の進出、県産品の販路拡大などの促進、本県のPR等について、引き続き御協力をお願いします。
- ②アメリカ合衆国ロサンゼルス市では、本県の栗林公園と姉妹庭園協定を締結したハンティントン財団庭園を訪問し、両庭園の友好関係の強化を図るとともに、現地香川県人会を訪問し、関係強化と友好親善に努める。
- ③在外公館等の公的機関、日系経済団体等を訪問し、香川県とパラグアイ、ブラジル及びロサンゼルスそれぞれの都市との経済社会交流の展開につなげる。

これら議長からの説明及び知事公表資料に基づき検討したところ、本件訪問団の派遣目的は、ブラジル外2か所の海外県人会等との友好交流推進等を図るものであり、本県が推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものと考えられることから、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。

したがって、本件派遣目的については違法又は不当なものであるとはいえない。

(4) 派遣計画の妥当性

請求人は、令和5年11月10日から19日に、香川県議6人は、池田知事に同行してブラジルなど3カ国を訪れる予定になっており、この旅行には、「友好親善を図るため」と称し、議員一人あたり約188万円（当初は266万円であった）、総合計約1,125万円もの支出を予定している、と主張している。

また、前述（1）に記載のとおり、令和3年12月に高松地方裁判所で言い渡された判決では、派遣目的と派遣計画、さらに実際に行われた海外視察の内容について違法性等を判断しており、その中でも派遣計画の違法性等については、派遣目的に照らして合理的であるかという点において判断しているものと考えられる。

監査委員は、議長に対し、訪問団の行程表について説明を求め、調査を行った。

その結果、議長からは、議長声明にあるとおり、パラグアイ香川県人会からは本年5月に、ブラジル香川県人会からは本年6月に、それぞれ招待状をいただいております。ハンティントン財団からは、昨年7月に南カリフォルニア香川県人会会長が本県知事を表敬訪問された際、同会長を介して同財団の日本庭園に丸亀市の古民家を移築するプロジェクトが完成する本年秋頃に本県から代表団を派遣して貰いたい旨の要請を受け、本年7月に正式に招待状をいただいているもので、これらの招待に応じることは国際的礼儀に適うことでもあり、また、本県の基本方針である「国際化の推進」にも資するものであること、さらに、ハンティントン財団庭園への訪問については、南米の記念行事への出席の際の経由地であることから、別々の時期に訪問するのではなく、南米の記念行事に併せて訪問することが、より経費の節減に資すると判断した、との説明があった。

また、全体の日程についても、議長声明に添付されている行程表記載のとおり、今回の派遣目的に沿った視察、訪問等が密に組まれており、機中泊も3泊あるなど、移動時間及びその隙間の時間以外にいわゆる自由時間が生じる余裕はなく、さらに、外務省の海外安全情報のホームページによると、サンパウロ及びアスンシオンの危険レベルは「レベル1：十分注意してください」となっており、自由に外出できる状況にはない、との説明があった。

これら議長からの説明、議長声明及び添付されている行程表に基づき、11月11日（土）から同月17日（金）までの訪問予定先、施設の内容、行動計画等を確認したところ、いずれも、県人会会員との交流や、県人を含む日系人の歴史及び現状等についての知識の深度化、本県の情報発信や県産品の展開等に係る活動等が予定されており、単なる見物が計画されているものとは認められない。

したがって、交流が予定されている訪問先については、それぞれ合理的な目的を有するものであって、かつ、全体としても友好交流等に資するものであると考えられることから、本件の派遣計画は派遣目的に沿ったものであり、違法又は不当なものであるとはいえない。

第6 議会に対する要望

議会は、議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その

裁量により議員を国内や海外に派遣することができるかとされているが、その派遣については、合理的な目的や本来の目的と関連性を持った派遣内容が必要であると考えられる。

現在、インターネット等の活用による情報化の進展は著しいものがあり、国内に居ながら海外の情報の容易な入手が可能になり、また、オンラインでの各種の交流活動も活発化するなど、海外との情報交換や交流方法の選択肢は、増加、また多様化している。

一方でオンラインのイベントには、個々の参加者同士の深い交流が難しいなどの問題があるとの指摘もあり、相互に直接現地を訪問し、顔を付き合わせて交流することの重要性も再認識されている。

このような中、本件海外派遣については、県民等から様々な意見が寄せられている。

また、本件監査の過程で海外派遣に関して留意すべき点が認められたことから、次のとおり要望する。

1 海外派遣に係る目的、計画、費用等の十分な検討

今後とも海外派遣については、その効果を十分に上げ、また、県民からの一層の理解を得られるよう、まず、海外派遣の目的や必要性を明確にした上で、当該目的に即した派遣計画とするとともに、「議員の海外派遣取扱要領」との整合性を図りつつ、適切かつより効率的な費用となるように努められたい。

2 報告書の充実と情報提供

海外派遣の結果として作成される報告書については、県民への説明責任を果たせるよう、派遣計画の実施状況、具体的な成果及び県政への反映方策を記載するとともに、ホームページで広く公開するなど積極的に迅速な情報提供にも努められたい。